発電データベース（1級河川：平成22年3月31日現在）

番号	都道府県名	水系名	河川名	発電所名	型式	最大使用水量（m3/s）	最大出力（kw）	ピーク発電	事業者名	水源ダム名	取水施設数	ダム種別	水源ダムの所管
1	高知県	吉野川	吉野川	長沢	貯	9.500	5,200	○	四国電力	長沢ダム	1	発電ダム	四国電力
2	高知県	吉野川	吉野川	大橋	調	9.740	5,500	○	四国電力	大橋ダム、取水堰	2	発電ダム	四国電力
3	高知県	吉野川	吉野川	高藪	流込	10.940	14,300		住友共同電力	取水堰	4		
4	高知県	吉野川	吉野川	早明浦	貯	65.000	42,000	○	電源開発	早明浦ダム、汗見ダム、取水堰	3	機構ダム	水機構
5	徳島県	吉野川	吉野川	池田	流込	62.000	5,000		四国電力	池田ダム	1	機構ダム	水機構
6	高知県	吉野川	穴内川	穴内川	揚	22.000	12,500	○	四国電力	穴内川ダム、取水堰	1	発電ダム	四国電力
7	高知県	吉野川	穴内川	平山	貯	21.500	41,500	○	四国電力	取水堰	4		
8	高知県	吉野川	南小川	東豊永	流込	2.100	6,500		四国電力	取水堰	9		
9	高知県	吉野川	朝谷川等	白滝	流込	0.130	60		大川村ふるさと村公社	取水堰	1		
10	愛媛県	吉野川	銅山川	富郷	貯	4.000	2,900	○	愛媛県	富郷ダム	1	機構ダム	水機構
11	愛媛県	吉野川	銅山川	小美野	流込	1.320	1,000		住友共同電力	取水堰	6		
12	愛媛県	吉野川	銅山川	銅山川第一	貯	7.800	14,300	○	愛媛県	柳瀬ダム	1	直轄ダム	国交省
13	愛媛県	吉野川	銅山川	銅山川第二	貯	5.800	2,600	○	愛媛県	柳瀬ダム	1	直轄ダム	国交省
14	愛媛県	吉野川	銅山川	銅山川第三	貯	8.000	11,700	○	愛媛県	新宮ダム、取水堰	1	機構ダム	水機構
15	徳島県	吉野川	銅山川	伊予川	調	9.000	3,100		四国電力	取水堰	2		
16	徳島県	吉野川	七番川等	東平	貯	4.000	20,000	○	住友共同電力	別子ダム、取水堰	18	その他	住友共同電力、新居浜市
17	徳島県	吉野川	貞光川	切越	調	2.780	4,500		四国電力	明谷調整池ダム、取水堰	7	発電ダム	四国電力
18	徳島県	吉野川	貞光川	吉良	流込	3.800	2,700		四国電力	取水堰	2		
19	高知県	吉野川	大森川	大森川	揚	12.000	12,200	○	四国電力	大森川ダム、長沢ダム	1	発電ダム	四国電力
20	高知県	吉野川	奥大田川	大田口	流込	0.600	1,500		四国電力	取水堰	3		
21	徳島県	吉野川	祖谷川	名頃	調	3.500	1,300	○	四国電力	名頃ダム、取水堰	2	発電ダム	四国電力
22	徳島県	吉野川	松尾川	松尾川第一	貯	6.300	20,800	○	四国電力	松尾川ダム、取水堰	26	発電ダム	四国電力
23	徳島県	吉野川	松尾川	松尾川第二	貯	6.300	21,400	○	四国電力	取水堰	1		
24	徳島県	吉野川	祖谷川	祖谷	流込	3.700	6,300		四国電力	取水堰	9		
25	徳島県	吉野川	祖谷川	高野	流込	8.800	5,200		四国電力	取水堰	4		
26	徳島県	吉野川	祖谷川	一宇	調	9.461	8,700	○	四国電力	若宮谷調整池ダム、取水堰	3	発電ダム	四国電力
27	徳島県	吉野川	祖谷川	出合	調	9.461	9,500	○	四国電力	取水堰	3		
28	徳島県	吉野川	祖谷川	三縄	調	14.600	7,000		四国電力	三縄調整池ダム	1	発電ダム	四国電力
29	徳島県	吉野川	白川	白川	流込	0.612	400		四国電力	取水堰	1		
30	高知県	吉野川	平石川	天神	流込	6.000	11,800		四国電力	取水堰	2		
31	高知県	吉野川	瀬戸川	本川	揚	140.000	615,000	○	四国電力	稲村ダム、大橋ダム	1	発電ダム	四国電力
32	高知県	吉野川	大森川	分水第一	貯	11.130	26,600	○	四国電力	取水堰	2		
33	徳島県	那賀川	那賀川	蔭平	貯・揚	60.000	46,500	○	四国電力	小見野々ダム、取水堰	2	発電ダム	四国電力
34	徳島県	那賀川	那賀川	日野谷	貯	60.000	61,700	○	徳島県	長安口ダム、取水堰	2	補助ダム	徳島県
35	徳島県	那賀川	那賀川	川口	調	70.000	11,700		徳島県	川口ダム、取水堰	2	発電ダム	徳島県
36	徳島県	那賀川	坂州木頭川	広野	調	14.300	35,700	○	四国電力	大美谷調整池ダム、取水堰	13	発電ダム	四国電力
37	徳島県	那賀川	坂州木頭川	坂州	流込	6.300	2,400		徳島県	追立ダム	1	発電ダム	徳島県
38	愛媛県	重信川	石手川	湯山	流込	2.500	3,400		四国電力	取水堰	4		
39	愛媛県	肱川	肱川	肱川	貯	28.000	10,400	○	愛媛県	鹿野川ダム	1	補助ダム	愛媛県
40	愛媛県	肱川	舟戸川	船渡	流込	1.000	520		四国電力	取水堰	1		
41	愛媛県	肱川	舟戸川	惣川	流込	1.400	1,130		四国電力	取水堰	1		
42	愛媛県	肱川	舟戸川	横林	流込	6.340	5,000		四国電力	取水堰	6		
43	高知県	物部川	物部川	仙頭	調	10.000	7,000		住友共同電力	取水堰	2		
44	高知県	物部川	物部川	川口	流込	4.200	7,000		住友共同電力	取水堰	5		
45	高知県	物部川	物部川	永瀬	貯	30.000	22,800	○	高知県	永瀬ダム	1	補助ダム	高知県
46	高知県	物部川	物部川	吉野	貯	37.000	4,900		高知県	吉野ダム	1	発電ダム	高知県
47	高知県	物部川	物部川	杉田	貯	40.000	11,500		高知県	杉田ダム	1	発電ダム	高知県
48	高知県	物部川	上韮生川	五王堂	流込	3.800	11,100		住友共同電力	取水堰	5		
49	愛媛県	仁淀川	仁淀川	面河第一	流込	9.790	7,000		四国電力	取水堰	3		
50	愛媛県	仁淀川	仁淀川	面河第二	流込	9.460	1,600		四国電力	取水堰	1		
51	高知県	仁淀川	中津川	名野川	流込	0.890	1,200		四国電力	取水堰	3		
52	高知県	仁淀川	仁淀川	加枝	調	29.250	9,700		四国電力	取水堰	2		
53	高知県	仁淀川	仁淀川	仁淀川第三	調	44.000	10,000		四国電力	筏津ダム	1	発電ダム	四国電力
54	高知県	仁淀川	仁淀川	大渡	調	45.000	33,000		四国電力	大渡ダム	1	直轄ダム	国交省
55	愛媛県	仁淀川	仁淀川	面河第三	調	50.000	22,000		四国電力	面河第三ダム	1	発電ダム	四国電力
56	愛媛県	仁淀川	割石川	道前道後第一	貯	6.900	3,500	○	愛媛県	面河ダム	1	その他	愛媛県・農水省
57	愛媛県	仁淀川	割石川	道前道後第二	貯	6.900	11,000	○	愛媛県	面河ダム	1	その他	愛媛県・農水省
58	愛媛県	仁淀川	割石川	道前道後第三	貯	6.900	10,600	○	愛媛県	面河ダム	1	その他	愛媛県・農水省
59	愛媛県	仁淀川	黒川	柳谷	調	13.000	23,000	○	四国電力	柳谷ダム	1	発電ダム	四国電力
60	愛媛県	仁淀川	黒川	第五黒川	流込	3.500	5,500		四国電力	取水堰	8		
61	愛媛県	仁淀川	黒川	小村	流込	7.790	2,900		四国電力	取水堰	1		
62	高知県	仁淀川	土居川	土居川	流込	3.610	1,400		四国電力	取水堰	1		
63	高知県	仁淀川	岩屋川	岩屋川	流込	0.930	1,800		四国電力	取水堰	6		
64	高知県	仁淀川	枝川川	分水第二	貯	12.520	7,800	○	四国電力	取水堰	1		
65	高知県	仁淀川	枝川川	分水第三	貯	14.750	10,900	○	四国電力	取水堰	1		
66	高知県	仁淀川	上八川川	分水第四	貯	16.000	8,100	○	四国電力	取水堰	4		
67	高知県	渡川	四万十川	松葉川	流込	1.500	320		四国電力	取水堰	1		
68	高知県	渡川	四万十川	佐賀	調	12.520	15,700	○	四国電力	取水堰	2		
69	高知県	渡川	檮原川	檮原川第一	流込	6.500	1,550		四国電力	取水堰	1		
70	高知県	渡川	檮原川	檮原川第二	調	15.620	6,000	○	四国電力	初瀬ダム	1	発電ダム	四国電力
71	高知県	渡川	檮原川	檮原川第三	流込	7.790	2,800		四国電力	取水堰	1		
72	高知県	渡川	檮原川	津賀	調	22.000	18,650	○	四国電力	津賀ダム、取水堰	4	発電ダム	四国電力

番号	発電専用ダム以外	魚道設置施設数	シリーズ発電	シリーズ発電所名一覧	減水区間距離（km）	減水区間解消距離（km）	無水区間距離（km）	無水区間解消距離（km）	無水区間判定	当初許可年月日	現許可年月日	現許可期限	当初許可からの経過年数	現許可期間年数
1										S16.05.29	H08.12.20	H38.07.31	69	30
2					2.5		1.10		航空写真等により類推	S11.08.28	H08.12.20	H38.07.31	74	30
3					6.7		0.60		航空写真等により類推	S03.06.22	H15.06.09	H40.03.31	82	25
4	○				8.5	8.5				S43.07.18	H12.10.05	H40.03.31	42	28
5	○	1								S47.02.29	H14.03.27	H44.03.31	38	30
6					2.9		1.60		航空写真等により類推	S35.03.31	H11.02.04	H40.03.31	50	29
7					158	158				S35.03.31	H11.02.04	H40.03.31	50	29
8					16.4	16.4				T12.08.30	H09.09.30	H33.03.31	87	24
9					0.4					H03.03.04	H03.03.04	H32.03.31	19	29
10	○									H04.06.25	H04.06.25	H34.03.31	18	30
11					4.2					S34.08.21	H01.01.18	H30.03.31	51	29
12	○									S28.05.15	H04.06.25	H34.03.31	57	30
13	○				1.4		1.40		航空写真等により類推	S28.05.15	H02.03.23	H22.03.31	57	20
14	○				107	107				S46.03.06	H13.01.16	H42.03.30	39	29
15					3					S13.05.24	H10.09.21	H40.05.23	72	30
16	○				23.3		1.70		航空写真等により類推	S37.06.18	H08.12.04	H34.03.31	48	26
17					13.2	13.2				S03.08.17	H07.10.13	H32.03.08	82	25
18					4.9		0.50		航空写真等により類推	T14.11.01	H16.12.14	H37.09.30	85	21
19					11.7	11.7				S32.04.19	H09.11.05	H37.03.31	53	28
20					6.5		1.00		航空写真等により類推	S38.05.13	H15.03.31	H45.03.31	47	30
21			○	名頃、松尾川第一、松尾川第二	118.5	1.7				S34.12.10	H12.05.23	H41.12.09	51	29
22			○	名頃、松尾川第一、松尾川第二	↑	↑	4.60		航空写真等により類推	S27.08.09	S57.03.31	H24.03.31	58	30
23			○	名頃、松尾川第一、松尾川第二	↑	↑	1.50		航空写真等により類推	S27.08.09	S57.03.31	H24.03.31	58	30
24			○	祖谷、高野、一宇、出合	47.0	47.0				T09.02.14	H09.10.14	H36.07.31	90	27
25			○	祖谷、高野、一宇、出合	↑	↑				S04.03.15	H03.07.22	H31.03.14	81	28
26		1	○	祖谷、高野、一宇、出合	↑	↑				S04.06.08	H03.07.22	H31.06.07	81	28
27		1	○	祖谷、高野、一宇、出合	↑	↑				T07.04.13	H03.07.22	H26.12.31	92	23
28					2.9		1.00		航空写真等により類推	M42.12.27	H03.07.22	H31.12.26	101	28
29					1.2		1.00		航空写真等により類推	T04.04.23	H02.11.09	H32.04.30	95	30
30					161	161	1.60	1.60	航空写真等により類推	S51.06.25	H15.03.31	H45.03.31	34	30
31										S53.09.22	H20.04.10	H50.03.31	32	30
32					172	172				S11.08.28	H09.11.10	H38.07.31	74	29
33					7.5	7.5				S40.06.03	H08.08.28	H37.06.30	45	29
34	○				21		0.50		航空写真等により類推	S27.03.05	S57.03.29	H24.03.31	58	30
35										S32.06.27	S63.02.29	H28.03.31	53	28
36					27.3	27.3				S32.08.08	H09.03.18	H39.03.31	53	30
37					2.1					S27.03.05	S56.03.18	H23.03.31	58	30
38					8.6		3.90		航空写真等により類推	S31.04.13	S61.09.10	H27.11.30	54	29
39	○									S33.02.07	H01.03.10	H26.10.10	52	25
40		1	○	船渡、惣川、横林	30.3	30.3	1.00	1.00	航空写真等により類推	T13.11.17	H16.03.19	H36.09.30	86	20
41		1	○	船渡、惣川、横林	↑	↑	1.80	1.80	航空写真等により類推	T10.03.31	H13.10.25	H43.03.31	89	30
42			○	船渡、惣川、横林	↑	↑				T07.10.09	H09.03.18	H38.03.31	92	29
43					8.8		0.90		航空写真等により類推	S30.10.10	H02.08.15	H27.03.31	55	25
44					13.7	13.7				S30.10.10	H02.08.15	H27.03.31	55	25
45	○				4		2.20		航空写真等により類推	S28.01.08	H14.03.29	H44.03.31	57	30
46										S28.01.08	H14.03.29	H44.03.31	57	30
47										S28.01.08	H14.03.29	H44.03.31	57	30
48					21.9	21.9				S32.07.10	H02.08.15	H27.03.31	53	25
49		1			6.7		3.80		航空写真等により類推	T10.01.22	H04.03.03	H31.03.31	89	27
50		1			2.7		0.60		航空写真等により類推	S03.05.29	H04.03.03	H29.05.31	82	25
51			○	名野川、加枝	13.1	13.1				T07.06.16	H13.11.28	H41.06.30	92	28
52		1	○	名野川、加枝	↑	↑				S11.11.11	H18.03.31	H48.03.31	74	30
53		1			12.3	12.3				S16.12.18	H13.02.28	H42.03.31	69	29
54	○				2.1		0.60		航空写真等により類推	S52.03.24	H18.04.06	H48.03.31	33	30
55					2.3	2.3	1.00	1.00	航空写真等により類推	S55.10.16	H22.03.15	H42.03.31	30	20
56	○				110	110	3.50	3.50	航空写真等により類推	S38.10.25	H08.12.20	H38.03.31	47	30
57	○									S38.10.25	H08.12.20	H38.03.31	47	30
58	○									S38.10.25	H08.12.20	H38.03.31	47	30
59					7.1	7.1				S61.02.18	S61.02.18	H27.03.31	24	29
60			○	第５黒川、小村	19.4	19.4				S15.06.10	H13.02.28	H40.12.31	70	27
61			○	第５黒川、小村	↑	↑				S13.11.21	H13.02.28	H40.12.31	72	27
62		1			4.6		0.60		航空写真等により類推	T08.12.20	H13.11.28	H41.06.30	91	28
63					3.2	3.2				S03.02.08	H03.01.18	H30.03.31	82	27
64					3.8		1.50		航空写真等により類推	S11.08.28	H09.02.06	H38.07.31	74	29
65					3.9		1.00		航空写真等により類推	S11.08.28	H09.02.06	H38.07.31	74	29
66		1			8		0.50		航空写真等により類推	S18.07.14	H13.11.28	H43.03.31	67	30
67		1			9.6		2.00		航空写真等により類推	T14.07.05	H09.10.06	H38.12.27	85	29
68		1			128	128	1.30	1.30	航空写真等により類推	S06.04.08	H13.03.30	H23.04.07	79	10
69		1			3.5		1.40		航空写真等により類推	S02.09.09	H10.11.26	H39.09.08	83	29
70		1			7.5		2.80		航空写真等により類推	S02.09.09	H10.11.26	H39.09.08	83	29
71		1			8		3.00		航空写真等により類推	S02.09.09	H10.11.26	H39.09.08	83	29
72					22	22				S15.01.30	H01.03.29	H31.03.31	70	30

番号	ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ非該当	ガイドライン該当項目 (1)	(2) ①	(2) ②	(2) ③	(3)	(4)	(5)	ｼﾘｰｽﾞ	維持流量 平均（m3/s）	比流量（m3/s/100km2）	最大（m3/s）	比流量（m3/s/100km2）	集水面積（km2）	維持流量許可年度	暫定更新	維持流量の期別パターン状況	備考
1	○													91.52				
2	○													190.00				
3	○													220.00				
4								○		0.360	0.655			55.00	H12			
5	○													1291.50				
6	○													52.72				
7		○								0.310	0.303			102.29	H10			
8					○					0.110	0.260			42.22	H9			
9	○									0.006	0.195			3.07	H2			
10	○													101.20				
11	○													30.82				
12	○													170.70				
13	○													170.70				
14		○						○		0.885	0.306			288.90	H12			
15	○													114.30				
16		○			○									32.34				
17					○					0.180	0.279			64.53	H7			
18	○													99.11				
19					○					0.060	0.279			21.50	H9			
20	○													15.73				
21				○					○	0.074	0.264			28.00	H12			
22				○					○					103.68				
23									○					105.28				
24					○				○	0.210	0.212			99.16	H9			
25					○				○	0.370	0.201			183.71	H3			
26					○				○	0.420	0.198			212.12	H3			
27				○	○				○	0.480	0.198			241.92	H3			
28	○													249.12				
29	○													35.30				
30		○								0.060	0.082			72.87	H14			
31	○													2.35				
32		○								0.360	0.303			118.76	H9			
33								○		0.540	0.199			271.30	H8			
34			○											538.90				
35	○													657.30				
36				○						0.260	0.256			101.72	H8			
37	○													40.43				
38	○													66.00				
39	○													513.00				
40				○					○	0.092	0.298			30.85	H15			
41				○					○	0.105	0.296			35.47	H13			
42				○					○	0.340	0.302			112.71	H8			
43	○													119.60				
44				○	○					0.055	0.100			55.10	H2			
45	○													295.20				
46	○													343.40				
47	○													440.00				
48				○	○					0.048	0.099			48.29	H2			
49	○													331.87				
50	○													383.35				
51				○	○				○	0.084	0.261			32.20	H13			
52				○					○	1.900	0.250			773.50	H17			
53			○				○			2.460	0.256			961.05	H12			
54	○													688.90				
55	○									0.088	0.013	0.2	0.031	632.60	S55		9/14～4/14 0.009、4/15～9/13 0.2	
56	○									0.250	0.328			76.13	S38			
57	○													76.13				
58	○													76.13				
59	○									0.380	0.297			128.00	S60			
60				○	○				○	0.231	0.296			77.96	H12			
61				○	○				○	0.310	0.257			120.40	H12			
62	○													143.00				
63	○									0.030	0.139			21.60	S2			
64	○													132.40				
65	○													168.34				
66	○													218.34				
67	○													144.00				
68		○								1.894	0.500	3.400	0.900	377.74	H12		1/1～2/28 10/1～12/31 1.13(0.3) 3/1～6/15 9/16～9/30 1.89(0.5) 6/16～6/30 9/1～9/15 2.65(0.7) 7/1～8/31 3.4(0.9)	
69	○													149.38				
70	○													171.20				
71	○													305.38				
72			○							1.150	0.300			385.64	S63			

【「形式」欄】
発電型式を記入
流込式→「流込」　調整池式→「調」　貯水池式→「貯」　揚水式→「揚」

【「水源ダム名」欄】
発電形式が貯水池式・調整池式・揚水式の場合に、その水源ダム名を記入
【流込式】の場合、取水施設のうち堤高15m以上のダムがある場合にそのダム名を記入
【揚水式】の場合、上部ダム名を最初、下部ダム名をその後記入
【その他】の場合、その他堰等は、全て取水堰と記入

【「ガイドライン該当項目」欄】
ガイドラインとは、既許可に基づく発電水利使用であって、現在の許可に係る水利使用規則または命令書において、発電取水口もしくは発電ダムから下流の河川維持流量に関する定めがないものまたは河川維持流量が著しく不十分であるものについて、水利権の期間更新時に、河川維持流量を確保するための取水制限流量等の具体的数値を水利使用規則に記載し、一定の維持流量を下流河川に流す措置を行うもの。
ガイドライン該当項目は、次のとおり
(1)流域変更により、発電取水口又は発電ダム（法河川に存するものに限るものとし、以下「発電取水口」という。）の存する河川が属する水系以外の水系に分水し、又は海に直接放流するもの。
(2)減水区間の延長（発電取水口等が複数存在する場合には、各発電取水口等に係る減水区間の延長の総和）が10km以上のもので、かつ、次の用件いづれかに該当するもの。
　①発電取水口等における集水面積が200km2以上のもの。
　②減水区間の全部又は一部が自然公園法の区域に指定されているもの。
　③減水区間の沿川が観光地又は集落として相当程度利用されているもの。
(3)減水区間の水質が環境基準を満たしていないもの。
(4)既に水利使用規則又は命令書において放流が義務づけられているもので、流量に関する具体的数値を欠くもの。
(5)減水区間に係る地元市町村との合意等により、発電水利使用者が運用により放流を行い、又は行おうとしているもの。

【「集水面積」欄】
農業用水路等に設置した従属発電で、集水面積の算出が困難な場合は「－」を記入

【「維持流量の期別パターン状況」欄】
維持流量が期別に設定されている場合の記入例
例：4/1～8/30　1.20(0.25)
　　※→()は比流量

【その他】
・無水区間については、過去の調査結果を基に記載したものであるため、現状と異なる場合がありうる。
・ピーク発電とは、電力需要が高まる時間帯（主に昼間）に合わせて発電（または出力増）することをいうが、運転方法が変更され、現状と異なる場合がありうる。
・本資料は、既存資料を基に調製したものであり、データの精度が十分でないものが含まれることに留意する必要がある。